

大阪府住宅供給公社 行動計画

経営理念である「笑顔の暮らしを！変革し続ける企業」を実現するため、すべての職員が仕事と子育てを両立することができ、その能力を十分に発揮できる環境の整備を行うことを目的として、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間
2. 内容

目 標 1

育児休業等の取得率を次の水準にする。

男性職員・・・取得率 50%以上 女性職員・・・取得率 100%維持

《対 策》

- 育児休業復職時のサポート（セミナー・個別相談等）、仕事と子育ての両立やキャリアの悩みに関する相談体制を強化する。
- 対象職員に対し、仕事と子育ての両立支援セミナーやキャリアデザイン研修など社内・社外研修への参加を促し、キャリアアップ支援を行う。
- 育児関連制度の周知と利用促進を目的とした情報発信を行う。

目 標 2

フルタイム職員一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を10時間未満とする。

《対 策》

- 「ノー残業ウィーク」及び「ノー残業デー」の継続実施により、時間外勤務の更なる削減を図る。
- 衛生委員会における時間外勤務状況・有給休暇取得状況の報告及び協議を行う。
- 時間外勤務の削減に向けた取組み目標を職場単位で設定し効果検証する。